

土木工事施工管理基準

今 治 市

令和 7 年 8 月

土木工事施工管理基準

この施工管理基準は、今治市土木工事共通仕様書第1編1-1-1-22（施工管理）に規定する土木工事の施工管理の基準を定めたものである。

1. 目的

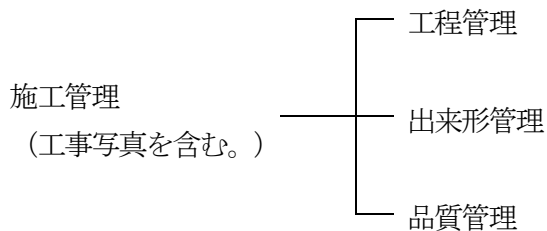
この基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、今治市（以下、本市という。）が発注する土木工事の施工に適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。

3. 構成

施工管理の構成は、下記によるものとする。



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定め、施工計画書に記載しなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。

この場合において、受注者は、監督員が指示した場合は、更に詳細な工程表（工程管理図、工種別工程表、細部工程表、短期工程表、総合工程表等）を作成しなければならない。

（２） 出来形管理

受注者は、出来形を土木工事施工管理基準（愛媛県が定める土木施工管理基準を準用するものとする。以下「土木工事施工管理基準」という。）の出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理資料を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき１箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

また、下水道管きょ編については、本市が定める出来形管理基準によるものとする。

（３） 品質管理

受注者は、品質を土木工事施工管理基準の品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定する場合及び監督員が指示する場合に実施するものとする。

6 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値はすべて規格値を満足しなければならない。ただし、現地取り合わせ等設計段階で設計値の確定が困難なものについては、監督員が認めた場合は、この限りではない。

7 その他

（１） 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもと保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

（２） ３次元データによる出来形管理

ICT施工において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう３次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を３次元空間上に再現するために必要なデータである。

（３） 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

出来形管理基準及び規格値

(※規格値の単位はmm)

愛媛県が定める「出来形管理基準及び規格値」第1編 共通編、第3編 土木工事共通編 から
第11編 治山林道編 までを適用するものとする。

第1編 共 通 編

第3編 土 木 工 事 共 通 編

第4編 河 川 編

第5編 河 川 海 岸 編

第6編 砂 防 編

第7編 道 路 編

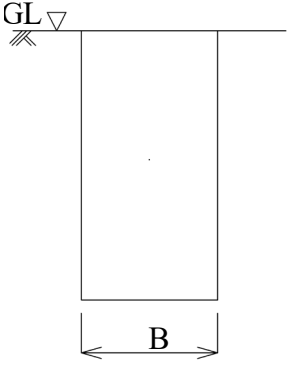
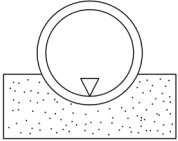
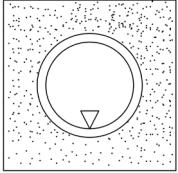
第8編 港 湾 編

第9編 公 園 緑 地 編

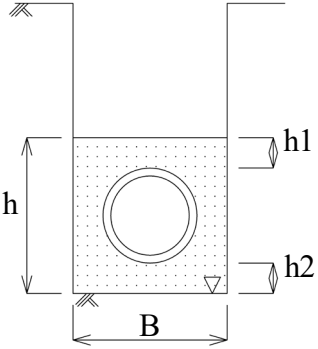
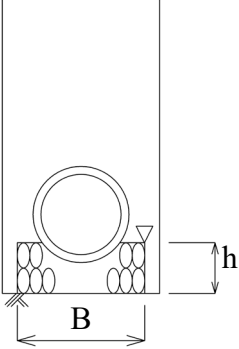
第10編 農 業 基 盤 編

第11編 治 山 林 道 編

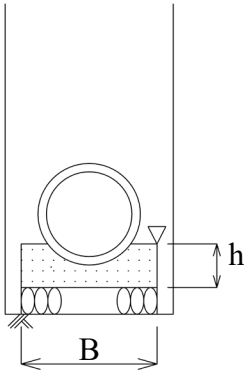
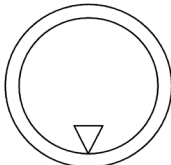
第 1 2 編 下水道管渠編（出来形管理基準及び規格値）

工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所
管路掘削	幅B	-50	マンホール間ごとに 1箇所測定する。	
管布設 (自然流下)	基準高▽	±20	マンホール間の中央 部及び両端部を測定 する。	 
	延長ℓ	-ℓ/500 かつ-200 ※ただし 1 スパン 25m未満 は、-50	延長ℓはマンホール 間を測定する。	
	総延長L	-200		

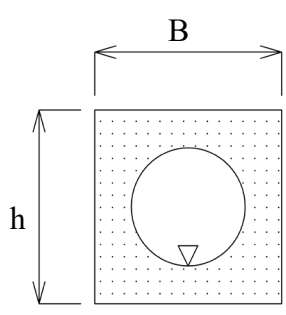
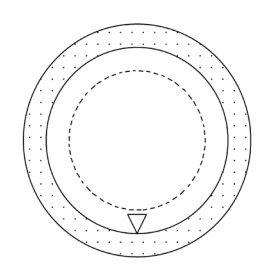
第 1 2 編 下水道管渠編（出来形管理基準及び規格値）

工種	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所
砂基礎	幅B		－50	マンホール間ごとに 1箇所測定する。	
	厚さh	h	－30		
		h 1	－30		
		h 2	－30		
碎石基礎	幅B		－50	マンホール間ごとに 1箇所測定する。	
	厚さh		－30		

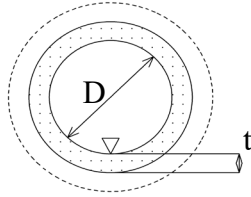
第 1 2 編 下水道管渠編（出来形管理基準及び規格値）

工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所
コンクリート基礎	幅B	設計値以上	マンホール間ごとに1箇所測定する。	
	厚さh	-10		
推進工	基準高▽	±50	基準高は、推進管1本ごとに1箇所測定する。	
	中心線の変位 (水平)	±50	水平変位は、推進管1本ごとに1箇所測定する。	
	延長ℓ	-ℓ/500 かつ-200 ※ただし 1 スパン 25m 未満 は 、 -50	延長ℓはマンホール間を測定する。	
	総延長L	-200		

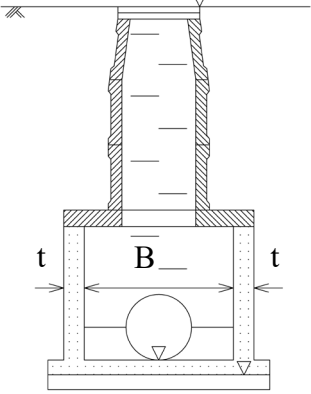
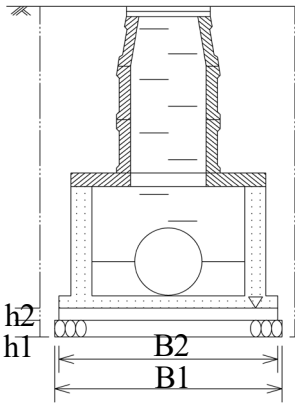
第12編 下水道管渠編（出来形管理基準及び規格値）

工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所
空伏工	基準高▽	±50	1 施工箇所ごとに測定する。	
	幅B	-30		
	高さh	-30		
	延長L	-50		
掘進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位 (水平) は、セグメント5リングにつき1箇所測定する。	
	中心線の変位 (水平)	±100		
	延長ℓ	ℓ/500 かつ-200 ※ただし 1 スパン 25 m 未満 は 、 -50	延長ℓはマンホール間を測定する。	
	総延長L	-200		

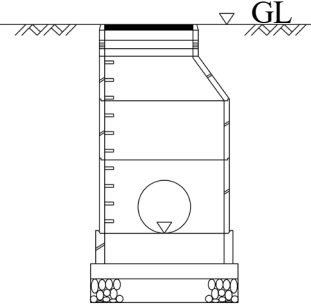
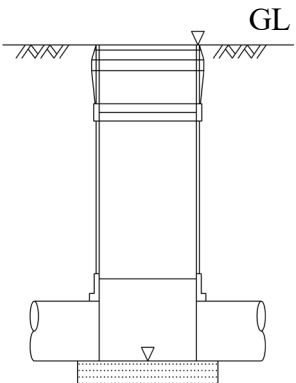
第12編 下水道管渠編（出来形管理基準及び規格値）

工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所
二次覆工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位 (水平) は、施工延長 40mにつき1箇所測 定する。	
	中心線の変位 (水平)	±50		
	二次覆工厚 t	-20	二次覆工厚、1打設に つき端面で上下左右 4点を測定する。	
	仕上がり内径 D	±20	仕上がり内径は、施工 延長40mにつき1箇 所測定する。	
	延長ℓ	-ℓ/500 かつ-200 ※ただし 1スパン 25m未満 は、 -50	延長ℓはマンホール間 を測定する。	
	総延長L	-200		

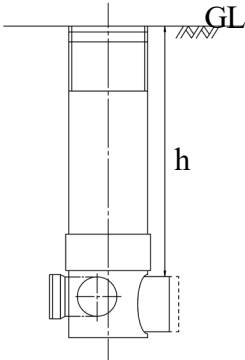
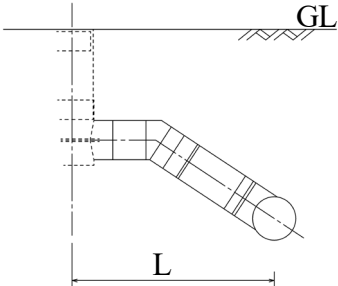
第12編 下水道管渠編（出来形管理基準及び規格値）

工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所
標準マンホール 工	基準高▽	±20 (±50)	1 施工箇所ごとに測定する。 ※()内の数値は推進工の発進マンホール及び到達マンホールの場合の規格値である。	
	幅B（内径）	－30		
	壁厚 t	－20		
	人孔天端高	±30		
マンホール基礎 工 (全てのマンホール基礎に対応)	基礎工幅 B 1	－50	1 施工箇所ごとに測定する。	
	基礎工高 h 1	－30		
	コンクリート工幅 B 2	設計値以上		
	コンクリート工高 h 2	－10		

第12編 下水道管渠編（出来形管理基準及び規格値）

工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所
組立マンホール 工	基準高▽	±20 (±50)	1 施工箇所ごとに測定する。 ※()内の数値は推進工の発進マンホール及び到達マンホールの場合の規格値である。	
	人孔天端高	±30		
小型マンホール 工	基準高▽	±20	1 施工箇所ごとに測定する。	
	人孔天端幅	±30		

第12編 下水道管渠編（出来形管理基準及び規格値）

工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所
公共ます	土被り h	—	1 施工箇所ごとに測定する。	
取付管	延長 (L)	—	1 施工箇所ごとに測定する。	

品質管理基準及び規格値

愛媛県が定める「品質管理基準及び規格値」を適用するものとする。